

## 鳩山町まちづくり出前講座実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町民等の求めに応じ、町職員等が説明員として出向き、町政の説明等を行う鳩山町まちづくり出前講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、町民等の町政に関する理解を深めるとともに、行政の活性化を図り、住民参画によるまちづくりを推進することを目的とする。

### (対象)

第2条 出前講座の対象は、町内在住者又は町内の事業所、学校等に通勤し、若しくは通学する者で、原則として10名以上の参加者が見込まれる団体等とする。

### (内容)

第3条 出前講座の内容は、町民の要望等を考慮し、町長が別に定める。

### (開催時間及び場所等)

第4条 出前講座の開催時間は、午前9時から午後9時までのうち2時間以内とし、開催場所は町内とする。

- 2 出前講座に係る施設の使用及び運営については、出前講座を受講しようとする団体の代表者（以下「申込者」という。）の責任においてこれを行うものとする。

### (受講申込方法等)

第5条 申込者は、原則として開催日の14日前までに鳩山町まちづくり出前講座申込書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

### (受講の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、内容、日時等について当該講座内容の担当課等と調整の上、実施の可否を決定し、鳩山町まちづくり出前講座決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

- 2 町長は、出前講座の実施を決定する場合において、必要と認めるときは、申込者に条件を付することができる。

### (受講の制限)

第7条 町長は、出前講座を受講しようとする団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座の開催を取り消し、又は中止するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。

(3) 出前講座の目的に反しているとき。

(受講内容変更等の届出)

第8条 第6条の規定により出前講座の実施の決定を受けた団体は、当該出前講座の開催日時、場所等に変更があったとき、又は当該出前講座の受講を取り消そうとするときは、直ちに町長に届け出なければならない。ただし、人数等の軽微な変更については、この限りでない。

(庶務)

第9条 まちづくり出前講座の庶務は、政策財政課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年5月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

鳩山町まちづくり出前講座申込書

年 月 日

鳩山町長 様

団 体 名  
住 所  
代表者名  
電話番号  
F A X  
e mail

鳩山町まちづくり出前講座を受講したいので、鳩山町まちづくり出前講座実施要綱第5条の規定により次のとおり申し込みます。

1 希望の講座名  
(特に説明して欲しい内容等)

2 希望日時 月 日( ) 時 分から 時 分まで

3 開催場所  
会 場 名  
所 在 地  
電話番号

4 参加予定人数

5 その他

様式第2号(第6条関係)

鳩山町まちづくり出前講座決定通知書

年 月 日

(申し込み者)

様

鳩山町長 印

年 月 日付けで申し込みのありました鳩山町まちづくり出前講座の開催につきましては、次のとおり決定したので、鳩山町まちづくり出前講座実施要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 決定区分

下記のとおり講座を実施する

講座を実施しない

<理由>

2 講座内容等

(1) 講座名

(2) 開催日時 月 日( ) 時 分から 時 分まで

(3) 会場

(4) 担当課

(5) 備考(実施条件など)